



平成 17 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 バリュークリックジャパン株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 岡本文人  
(コード番号 4759 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経営企画管理本部マネージャー 藤田圭輔  
(TEL. 03 - 5414 - 3405)

### 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 23 日開催の取締役会において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

- |   |   |
|---|---|
| 1. 社 債 の 名 称  | バリュークリックジャパン株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>( 転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付 )<br>( 以下「本新株予約権付社債」といし、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約<br>権のみを「本新株予約権」という。)  |
| 2. 本 社 債 の 発 行 価 額  | 額面 100 円につき金 100 円  |
| 3. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額  | 無償とする。  |
| 4. 払 込 期 日 お よ び 発 行 日  | 平成 17 年 6 月 8 日 (水)   |
| 5. 募 集 に 関 す る 事 項  |   |
| ( 1 ) 募 集 の 方 法   | 第三者割当の方法により、日興シティグループ証券株式会社およびライブドア証<br>券株式会社にそれぞれ各 50 億円割り当てる。   |
| ( 2 ) 申 込 期 間   | 平成 17 年 6 月 8 日 (水)   |
| ( 3 ) 申 込 取 扱 場 所   | 株式会社 UFJ 銀行 麻布支店  |
| 6. 本 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項  |   |
| ( 1 ) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 である<br>株 式 の 種 類 お よ び 数                          | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により<br>当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式<br>を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使<br>請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号 記載の転換価額(ただし、本<br>項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整<br>後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株の 100 分の 1<br>未満の端数(当社が適用法令に従い当社の取締役会の決議により株式の分割と同<br>時に単元株式数についての定款の定めを設けた場合においては、1 株未満の端数)<br>を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、1 株の 100<br>分の 1 の整数倍の端数を生じたときは、法令上可能な限り、端株として端株原簿<br>に記載又は記録する。 |
| ( 2 ) 本 社 債 に 付 す る 本 新 株<br>予 約 権 の 数 お よ び 発 行<br>す る 本 新 株 予 約 権 の 総 数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 100 個の本新株予約権を<br>発行する。  |

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ( 3 ) 本新株予約権の行使に際して  
払込をなすべき額
- 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。  
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初金 5,492 円とする。ただし、転換価額は本項第(8)号または第(9)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。
- ( 4 ) 本新株予約権の発行  
価額を無償とする理由および  
その行使に際して払込をなす  
べき額の  
算定理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成 17 年 5 月 23 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 5%上回る額とした。
- ( 5 ) 本新株予約権の行使により株  
式を発行する場合の株式の発  
行価額中  
資本に組入れる額
- 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の資本組入額は、本項第(3)号に記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ( 6 ) 本新株予約権の  
行使請求期間
- 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 17 年 6 月 9 日から平成 19 年 6 月 7 日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。
- ( 7 ) 本新株予約権の  
行使の条件
- 当社が第 7 項第(5)号 または により本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後、または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。当社が第 7 項第(5)号 記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

( 8 ) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、取引日は株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が2,746円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が8,238円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

( 9 ) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行しまたは当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

( 10 ) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

( 11 ) 本新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までの間になされたときは7月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

( 12 ) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

( 13 ) 行使請求受付場所

名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (14) 行使請求取次場所 該当事項はありません。
7. 本 社 債 に 関 す る 事 項
- (1) 社 債 総 額 金 100 億 円
- (2) 各 本 社 債 券 の 額 面 金 額 金 1 億 円 の 1 種
- (3) 利 率 本 社 債 に は 利 息 を 付 さ ない。
- (4) 償 還 価 額 額 面 100 円 に つ き 金 100 円  
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号 乃至 に定める価額による。
- (5) 償 還 の 方 法 お よ び 期 限
- 本 社 債 は、平 成 19 年 6 月 8 日 に そ の 総 額 を 償 還 す る。  
た だ し、繰 上 償 還 に 関 し て は、本 号 乃 至 に 定 め る と ころ に よ る。  
当 社 は、当 社 が 株 式 交 換 ま た は 株 式 移 転 に よ り 他 の 会 社 の 完 全 子 会 社 と な る こ と を 当 社 の 株 主 総 会 で 決 議 し た 場 合、  
本 新 株 予 約 権 付 社 債 の 社 債 権 者 に 対 し て、償 還 日 か ら 30 日 以 上 60 日 以 内 の 事 前 通 知 を 行 っ た 上 で、当 該 株 式 交 換  
ま た は 株 式 移 転 の 効 力 発 生 日 以 前 に、そ の 時 点 に お い て 未 償 還 の 本 社 債 の 全 部 (一 部 は 不 可) を 額 面 100 円 に つ き  
金 100 円 で 繰 上 償 還 す る。  
当 社 は、平 成 17 年 6 月 9 日 以 降、そ の 選 択 に よ り、本 新 株 予 約 権 付 社 債 の 社 債 権 者 に 対 し て 償 還 日 か ら 10 営 業 日 以  
上 60 日 以 内 の 事 前 通 知 を 行 っ た 上 で、そ の 時 点 に お い て 未 償 還 の 本 社 債 の 全 部 (一 部 は 不 可) を 繰 上 償 還 す る こ と  
が 可 能 だ る。こ の 場 合 の 償 還 価 額 は 本 社 債 の 額 面 100 円 に つ き 金 100 円 と す る。  
本 新 株 予 約 権 付 社 債 の 社 債 権 者 は、平 成 17 年 6 月 9 日 以 降、そ の 選 択 に よ り、当 社 に 対 し て 償 還 日 か ら 30 日 以 上  
60 日 以 内 の 事 前 通 知 を 行 い、か つ 当 社 の 定 め る 請 求 書 に 繰 上 償 還 を 請 求 し よ う と す る 本 社 債 を 表 示 し、請 求 の 年 月  
日 等 を 記 載 し て こ れ に 記 名 捺 印 し た 上、繰 上 償 還 を 請 求 し よ う と す る 本 新 株 予 約 権 付 社 債 券 を 添 付 し、第 10 項 記 載  
の 償 還 金 支 払 場 所 に 提 出 す る こ と に よ り、そ の 保 有 す る 本 社 債 の 全 部 ま た は 一 部 を 繰 上 償 還 す る こ と を、当 社 に 対  
し て 請 求 す る 権 利 を 有 す る。こ の 場 合 の 償 還 価 額 は 本 社 債 の 額 面 100 円 に つ き 金 100 円 と す る。  
償 還 す べ き 日 が 銀 行 休 業 日 に あ た る と き は、そ の 前 銀 行 営 業 日 に こ れ を 繰 り 上 げ る。  
本 新 株 予 約 権 付 社 債 の 買 入 お よ び 当 該 本 新 株 予 約 権 付 社 債 に 係 る 本 社 債 の 消 却 は、発 行 日 の 翌 日 以 降 い つ で も こ れ を  
行 う こ と が 可 能 だ る。た だ し、当 該 本 新 株 予 約 権 付 社 債 に 係 る 本 新 株 予 約 権 の み を 消 却 す る こ と は 可 能 だ け じ、当 該 本  
新 株 予 約 権 付 社 債 に 係 る 本 社 債 を 消 却 す る 場 合、当 社 は 当 該 本 新 株 予 約 権 付 社 債 に 係 る 本 新 株 予 約 権 に つ き、そ の  
権 利 を 放 棄 す る も の と す る。
- (6) 社 債 券 の 形 式 無 記 名 式 と す る。  
な お、本 新 株 予 約 権 付 社 債 は 商 法 第 341 条 ノ 2 第 4 項 の 定 め に よ り 本 社 債 と 本 新  
株 予 約 権 の う ち 一 方 の み を 譲 渡 す る こ と は 可 能 だ け じ。
- (7) 物 上 担 保 ・ 保 証 の 有 無 本 新 株 予 約 権 付 社 債 に は 物 上 担 保 お よ び 保 証 は 付 さ れ て お ら ず、ま た 本 新 株 予 約  
権 付 社 債 の た め に 特 に 留 保 さ れ て い る 資 産 は な い。
- (8) 財 務 上 の 特 約 (担 保 提 供 制 限)
- 当 社 は、本 社 債 の 未 償 還 残 高 が 存 す る 限 り、本 新 株 予 約 権 付 社 債 発 行 後、当 社 が 国 内 で 発 行 す る 他 の 転 換 社 債 型 新 株  
予 約 権 付 社 債 に 担 保 権 を 設 定 す る 場 合 に は、本 新 株 予 約 権 付 社 債 の た め に も 担 保 附 社 債 信 託 法 に 基 づ き、同 順 位 の  
担 保 権 を 設 定 す る。な お、転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債 と は、商 法 第 341 条 ノ 2 に 定 め ら れ た 新 株 予 約 権 付 社 債 で  
あ っ て、商 法 第 341 条 ノ 3 第 1 項 第 7 号 お よ び 第 8 号 の 規 定 に よ り、新 株 予 約 権 を 行 使 し た と き に、新 株 予 約 権 付  
社 債 の 社 債 権 者 か ら 社 債 の 全 額 の 償 還 に 代 えて、新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 払 込 を な す べ き 額 の 全 額 の 払 込 が な さ  
れ た も の と す る 請 求 が あ っ た も の と み な す 旨、取 締 役 会 で 決 議 さ れ た も の を い う。

本号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

8. 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。

9. 取得格付 取得していない。

10. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) パリユーリックジャパン株式会社 経営企画管理本部

11. 上場申請の有無 なし

12. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。

13. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 今回調達資金の使途

上記手取概算額 9,990 百万円については、3,000 百万円を子会社の借入金の返済に、1,000 百万円を運転資金に、残額を事業基盤強化等のため、M & A 資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績に与える影響はありません。

2. 株主への利益処分等

(1) 利益配分に関する基本方針および配当決定に当たっての考え方

当社は、設立以来配当を行っておらず、今後も当面の間は利益配当を行わない予定であります。当社は株主に対する利益還元は重要な経営課題として認識しておりますが、経営基盤の一層の強化とインターネット市場の急激な変化を視野に入れた事業展開に備えて内部留保の充実を基本の方針とし、実質的な株式価値の増大を目指す所存であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の一層の強化とインターネット市場の急激な変化を視野に入れた事業展開に備えることを基本方針とし、実質的な株式価値の増大を目指す所存であります。

(3) その他

該当事項はありません。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期
1 株当たり当期純損益 ( は損失)	46.53 円	696.06 円	4,252.43 円
1 株当たり年間配当金	-	-	-
実績配当性向	-	-	-
株主資本当期純損益率 ( は損失)	0.05%	0.76%	4.75%
株主資本配当率	-	-	-

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(注) 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

### 3. 割当予定先の概要

当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		日興シティグループ証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)		金5,000,000,000円	
払込金額		金5,000,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 安倍 秀雄	
	資本の額	76,307,750,000円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49%(注)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	(注)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	6,771株(注)
	取引関係等	なし	
	人的関係等	なし	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成17年4月30日現在のものです。

割当予定先の氏名または名称		ライブドア証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)		金5,000,000,000円	
払込金額		金5,000,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋兜町13-2	
	代表者の氏名	代表取締役 巻島 佳男	
	資本の額	10,446,800,000円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社ライブドアフィナンシャルホールディングス 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	(注)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	(注)
	取引関係等	広告代理店取引	

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

人的関係等	割当先の取締役堀江貴文が当社取締役を兼職。 割当先の監査役大橋俊二が当社監査役を兼職。
-------	--

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成17年4月30日現在のものであります。

#### 4. その他

##### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近(平成17年5月23日)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は36.78%になる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数及び、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

##### (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

###### エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

###### 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
始値	126,000円	41,050円	89,500円 10,450円	31,250円
高値	159,000円	185,000円	829,000円 81,500円	51,500円
安値	35,000円	39,000円	82,000円 10,450円	4,800円
終値	40,500円	90,500円	445,000円 31,450円	5,300円
株価収益率	-	-	730.8倍	-

(注) 1. 平成17年12月期の株価については、平成17年5月20日現在で表示しております。

2. は平成17年1月20日付株式分割権利落ち後の株価であります

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり純利益で除した数値であります。なお、平成17年12月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。また、平成16年12月期の株価収益率は、平成16年12月期の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用しております(平成17年1月20日付をもって普通株式1株を普通株式100株に分割しているため)。

4. 平成14年12月期および平成15年12月期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

以上